

世田谷区公契約適正化委員会（第3回）次第

日時：令和7年3月11日（火）15時30分～

場所：2-5-2 会議室

○ 開会

1. 令和7年度の労働報酬下限額について
2. 世田谷区公契約条例についてのアンケート調査の集計結果について
3. 世田谷区公契約条例についてのアンケート調査を踏まえた今後の検討について
4. 社会保険労務士による研修会の開催結果について
5. 令和6年度事業所労働条件調査の結果について
6. その他

○ 閉会

配布資料

- ・次第
- ・【資料1】世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について
- ・【資料2】世田谷区公契約についてのアンケート調査の集計結果について
- ・【資料3】世田谷区公契約条例についてのアンケート調査を踏まえた今後の検討について
- ・【資料4】社会保険労務士による研修会の開催結果について
- ・【資料5】令和6年度事業所労働条件調査結果報告書

【資料 1】

企画総務常任委員会
(R6.12.18) 報告資料

令和 6 年 1 月 2 日
財務部 経理課

世田谷区公契約条例に基づく労働報酬下限額の改定について

1 主旨

令和 6 年 1 月 2 日付で提出された「2025(令和 7)年度労働報酬下限額に関する意見書」を踏まえ、世田谷区公契約条例に基づく公契約の労働報酬下限額を以下のとおりとする。

2 労働報酬下限額（時間額）

対象	現行	意見書	改定
(1) 予定価格 3千万円以上の工事請負契約	<p>①国土交通省定義の 51 職種技能労働者のうち熟練労働者 →公共工事設計労務単価の 85%</p> <p>②見習い・手元等の未熟練労働者、年金等受給による賃金調整労働者 →公共工事設計労務単価の軽作業員比 70%</p> <p>③上記に該当しない労働者 →1,330 円</p>	①、②：現行と同じ ③：1,460 円	<u>①、②：現行と同じ</u> <u>③：1,460 円</u>
(2) 予定価格 2千万円以上の工事請負契約以外の契約 (委託等)	1,330 円	1,460 円	<u>1,460 円</u>

3 適用

令和 7 年 4 月 1 日以降に契約する案件から適用

4 今後のスケジュール（予定）

令和 6 年 1 月 告示（今回の改定に基づく告示）

令和 7 年 3 月 告示（公共工事設計労務単価の変更に基づく告示）

4 月 新労働報酬下限額適用開始

2025(令和7)年度労働報酬下限額に関する意見書

抜粋

・世田谷区公契約条例労働報酬下限額設定における共通認識

①最低賃金制度における全国及び東京都の目安額とそれらの動向、②人事院勧告及び特別区人事委員会勧告の公務員行政職[I]の高卒初任給給与額とその引上げ率を参考にすること、③会計年度任用職員待遇の改善、④2024年春闘賃金引上げは5.1%と92年以降の最高率を実現したこと、⑤建設工事に係わる公共工事設計労務単価が5.9%と12年連続で上昇し、条例制定後の最高水準になり、建築物維持管理等に係わる建築保全業務労務単価も継続的に上昇した。ただし現場浸透の低さ並びに働き方改革の実現が新たな課題となっていること、⑥2021年からの消費者物価上昇が長期に継続し、賃金上昇を上回っているため、実質賃金目減りの回復が必要なこと、⑦企業収益は2021年から労働分配率の低下が継続してきたこと、等を考慮して労働報酬下限額の改善を目指す。

・2025年度の世田谷区公契約条例における労働報酬下限額

急激な物価上昇に対し、賃上げ、消費拡大が伴わず、世田谷区でも事業者、労働者共に苦慮している。世田谷区は、公契約条例運用においても公契約分野に係る事業者、就業者・労働者の置かれたこの事態に配慮し、適切な価格での契約並びに適正な賃金の支払い等が実現されるようその適正な執行に努めている。日本経済が健全な成長路線に移行するには、国と地方の行政分野にまたがる効果的な政策連携の下、急激な物価上昇を抑えつつ、物価上昇を上回る賃金上昇を実現することが求められる。この視点に立って、公契約条例の適正運用の浸透と区財政等も考慮のうえ、区民の理解にも配慮し、以下のように労働報酬下限額の設定を報告する。

(1)建設工事における労働報酬下限額について

建設工事における労働報酬下限額は、国土交通省の公共工事設計労務単価に関する東京都の公共工事設計労務単価を基準にする。

- ① 熟練技能労働者については東京都公共工事各職設計労務単価における85%以上とする。
- ② 見習い・手元等の未熟練労働者及び年金受給者により賃金調整労働者については東京都公共工事設計労務単価における軽作業員の70%以上とする。

(2)業務委託における労働報酬下限額について

業務委託は建設工事のような就業者・労働者に関する参考単価がない事業種目がある。そこで入札制度改革を進めながら、これら改革に合わせた労働報酬下限額が現場で実効性を保てる体制整備を図る必要性も勘案し、以下の労働報酬下限額とする。

- ① 2022年度以来設定した、同一労働・同一賃金原則に照らした待遇改善の中期目標達成を5年程度に設定し、労働報酬専門部会の下限額設定の中期目標イメージとして、特別区人事委員会勧告における行政職[I]高卒初任給の大幅な引き上げ幅の中期的実現を果たすための次年度での適切な配分額として130円引き上げ、時給1460円とする。
- ② 全国最賃、東京都最賃、若年公務員確保が先行的に進められるために上昇率が設定されることを考慮しつつ、中期的に持続可能な水準として、上記下限額を設定した。

令和7年3月11日
財務部経理課

社会保険労務士による研修会の開催結果について

1 研修会概要

(1) 題名

世田谷区公契約条例に基づく社会保険労務士による労務管理研修会

(2) 開催日時

令和7年2月5日(水) 13：30開場 14：00開始 16：00終了

(3) 会場

世田谷区民会館ホール

(4) 対象

令和6年度（11月時点）に世田谷区と公契約（チェックシート提出対象契約）を締結した事業者及びその下請負者

元請負者1,076社及び下請負者136社にメール又は郵送にて周知

(5) プログラム

- ・世田谷区公契約条例の概要（区職員）
- ・労働条件調査の準備書類から確認。適切な労働条件、労務管理に関する基本事項（社会保険労務士）
- ・労働条件調査のポイント・実務対応・法改正の影響（社会保険労務士）

(6) その他

- ・講演後に社会保険労務士による個別相談会を開催した（8社参加）
- ・来場者については、研修後、専用フォームにて社会保険労務士に対する質問を受け付けることとした（実績はなし）

2 来場者数

102社（出席者数135人）

3 動画配信

動画作成事業者に委託し、研修の内容を動画にして、配信する予定（～令和7年8月末）

4 アンケート

別紙のとおり

一部の資料については、「区の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」（世田谷区情報公開条例第7条第5号）に該当すること等により非公開とする。